

民法上の成年年齢を18歳に引下げることについて
慎重な検討を求める会長声明

2015年（平成27年）7月27日

兵庫県弁護士会
会長 幸 寺 覚

（声明の趣旨）

当会は、民法上の成年年齢を18歳に引下げることについて、慎重な検討をすることを求める。

（声明の理由）

今般選挙権年齢を18歳以上に引下げることを内容とする改正公職選挙法が成立したことに伴い、民法上の成年年齢の見直しが検討されている。

民法は、「年齢二十歳をもって、成年とする。」と定め（4条）、また、未成年者の法律行為は、法定代理人の同意がなければ原則として取消することができる（未成年者取消権、5条1及び2項）、20歳未満の若者が高額な商品を購入したような場合でも、この取消権を行使することで未成年者の消費者被害を救済することが可能である。仮に民法上の成年年齢を18歳に引下げた場合には、18歳以上の若者については未成年者取消権が行使できなくなることになる。

実際、若者をターゲットとした悪質なキャッチセールスやマルチ商法・恋人商法などによる消費者被害は、後を絶たない。これらの悪質商法においては、若者の多くが元々資力に乏しいことから消費者金融やクレジット契約が悪用されており、その結果若者が多重債務状態に追い込まれるという事案も散見される。また、架空請求や、携帯ゲームにおける高額課金、SNSを介したマルチ商法などインターネットを利用した様々な消費者被害が増加しているが、その被害者の多くは若者である。

このような消費者被害の救済の手段として大きな力を発揮し、またそれゆえに悪質商法に対する抑止力となってきたのが未成年者取消権である。すなわち、民法上の成年年齢の18歳に引下げることは、若者の悪質商法からの救済の場を狭くし、また若者の消費者被害の拡大に直結するといわなければならない。

もちろん、消費者被害の抑止のためには、成年をも含む消費者全般を保護する法改正（消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法などにおける消費者保護規定の拡充）や消費者教育が重要である。しかし、若者の経験不足や軽率さに乗じる悪質商法は次々とその手口を変え、複雑かつ巧妙となっており、法改正や消費者教育の充実だけでは、十分に被害を抑止することができない。そうであれば、未成年であることをもって一律に取消権を付与している未成年者取消

権が若者の消費者被害の予防と救済に果たしている役割を再評価・再認識する必要がある。

民主主義の観点から政治に参加する権利を拡大した公職選挙法上の選挙権年齢と、未成年者を消費者取引上あるいは家族法上の観点から保護をする民法の成年年齢を、同一に考えるべき必然性はない。若者の早期の社会参加を促す等の要請が一方にはあるとしても、むしろ、上記のとおり若者をターゲットとする消費者被害が多発していて、その対策が十分にとられていない現状を踏まえるならば、単に未成年者取消権の行使範囲を縮小するだけの効果を生ずる民法上の成年年齢の引下げには、躊躇を憶えざるをえない。

よって、関係機関におかれては、若者の消費者被害の救済と抑止に未成年者取消権が果たしてきた役割を十分検証し、民法上の成年年齢の引下げについては慎重な検討をすることを強く求める次第である。

以 上